

鹿野川ダム操作規則

国四整訓第19号

令和6年3月26日

鹿野川ダム操作規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 貯水池の水位等（第3条～第10条）
- 第3章 貯水池の用途別利用（第11条～第13条）
- 第4章 洪水調節等（第14条～第21条）
- 第5章 貯留された流水の放流（第22条～第28条）
- 第6章 点検・整備等（第29条～第31条）
- 第7章 雑則（第32条）

附則

第1章 総則

(通則)

第1条 鹿野川ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 鹿野川ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び発電をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒1,000立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期及び非洪水期)

第4条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6月16日から10月15日までの期間
- 二 非洪水期 10月16日から翌年6月15日までの期間

(水位)

第5条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(平常時最高貯水位)

第6条 貯水池の平常時最高貯水位は、標高86.0メートルとし、第17条の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(洪水時最高水位)

第7条 貯水池の洪水時最高水位は、標高89.0メートルとし、第17条本文の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には水位をこれより上昇させてはならない。

(洪水貯留準備水位)

第8条 洪水期における貯水池の最高水位（以下「洪水貯留準備水位」という。）は、標高80.0メートルとし、第17条の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(最低水位)

第9条 貯水池の最低水位は、標高66.5メートルとする。

(予備放流水位)

第10条 予備放流水位は、標高76.3メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第11条 洪水調節は、標高76.3メートルから標高89.0メートルまでの容量23,900,000立方メートルを利用して行うものとする。

2 洪水に達しない流水の調節は、洪水期にあつては、標高80.0メートルから標高89.0メートルまでの容量18,100,000立方メートル、非洪水期にあつては、標高86.0メートルから標高89.0メートルまでの容量6,500,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第12条 流水の正常な機能の維持は、洪水期にあつては、標高66.5メートルから標高80.0メートルまでの容量18,100,000立方メートル、非洪水期にあつては、標高66.5メートルから標高86.0メートルまでの容量29,700,000立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第13条 発電は、第11条及び第12条の規定による利用に支障を与えない範囲で、第16条、第17条、第18条、第19条、第22条第1項の各号及び第25条に規定する放流による流水を利用する場合に限るものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第14条 肱川ダム統合管理事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 松山地方気象台から南予北部において、降雨に関する注意報、警報又は特別警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
 - 二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。
- 2 所長は、第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第15条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに、次の各号に定める措置を執らなければならない。

- 一 細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 ゲート及びバルブ(以下「ゲート等」という。)並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第16条 所長は、洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合に、水位が予備放流水位を超えているときは、水位を予備放流水位に低下させるため毎秒1,000立方メートルを限度として放流を行うものとする。

(洪水調節)

第17条 所長は、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

- 一 流入量が毎秒1,000立方メートルを超え増加し続けているときは、毎秒1,500立方メートルの水量を上限として、放流すること。ただし、放流量を増加している途中において、流入量が減少し始めた時以降は当該時点の放流量を継続すること。
- 二 前号の方法による操作の後、流入量が減少し始めたとき以降は、流入量が放流量と等しくなるまで当該時点の放流量を継続すること。
- 三 前号の方法により放流を行っている場合において、流入量が再び増加した時以降は、すみやかに毎秒1,500立方メートルの水量を上限として放流量を増加すること。ただし、放流量を増加している途中において、流入量が減少し始めた時以降は当該時点の放流量を継続すること。
- 四 前号の方法による操作の後、流入量が減少し始めたとき以降は、流入量が放流量と等しくなるまで当該時点の放流量を継続すること。
- 五 次条の規定により放流を行っている場合において、流入量が再び増加した場合で、流入量が放流量と等しくなった時から流入量が同条で定める放流量と等しくなるまでの間においては、流入量に相当する水量または毎秒1,500立方メートルの水量を上限として放流すること。
- 六 前号の方法による操作の後、一号から五号に定める方法により放流すること。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第18条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期にあつては洪水貯留準備水位、非洪水期にあつては平常時最高貯水位をそれぞれ超えているときは、速やかに水位をそれぞれ洪水貯留準備水位又は平常時最高貯水位に低下させるため、洪水調節を行った後においては、前条本文第一号から第四号までに定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後においては、毎秒1,000立方メートルの水量を限度として、放流を行わなければならない。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節)

第19条 所長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、細則で定めるところにより洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第20条 所長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要性がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第21条 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要性がなくなったと認める場合には、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第22条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合にダムから放流することができる。

- 一 第4条に掲げる非洪水期から洪水期に移行するに際し、水位を洪水貯留準備水位まで低下させるとき。
 - 二 第16条の規定により予備放流を行うとき。
 - 三 第29条第1項の規定により、ゲート等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、細則で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。
- 2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒1,000立方メートルとする。

(放流の原則)

第23条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、細則で定めるところにより放流によって下流に急激な水位の変動が生じないように努めるものとする。

(放流量)

第24条 ダムから放流を行う場合においては、この規則に特別の定めがある場合にあつては、当該規定に定める量、その他の場合にあつては流入量に相当する量を超えてはならない。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第25条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、ダム直下において、次の各号に掲げる水量を確保できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。

- 一 3月16日から12月15日 毎秒6.0立方メートル
- 二 12月16日から翌年3月15日 毎秒3.2立方メートル

(放流量等の決定)

第26条 所長は、ダムから放流を行おうとする場合においては、放流の時期及び放流量を踏まえ、発電所の使用水量を決定しなければならない。

2 所長は、前項の決定をした場合においては、あらかじめ、発電所に連絡するものとする。

(放流に関する通知等)

第27条 所長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第28条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。

第6章 点検・整備等

(計測、点検及び整備)

第29条 所長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、

点検及び整備を行わなければならない。

- 2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより基準を定めなければならない。

(観測)

第30条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第31条 所長は、ゲート等を操作し、第29条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、並びに前条第1項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第7章 雑 則

(細則)

第32条 この規定に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、四国地方整備局長が定める。

附則

この訓令は、令和6年6月1日から適用する。